様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　5月　29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）はままついわたしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称 浜松磐田信用金庫  （ふりがな）たかやなぎ　ひろひさ  （法人の場合）代表者の氏名　髙栁　裕久  住所　〒430-0946  　　　　静岡県浜松市中央区元城町114番地の1  法人番号　1080405000017  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①浜松いわた信用金庫　DX戦略2.0  ②経営方針 | | 公表日 | ①2024年 4月 26日  ②2024年 5月 20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当金庫ホームページに掲載  公表場所：https://hamamatsu-iwata.jp/topics/docs/20240426\_dx\_strategy.pdf  　記載ページ：P.2、3  ②公表方法：当金庫ホームページに掲載  公表場所：https://hamamatsu-iwata.jp/about/outline/policy.html  　記載箇所：【長期ビジョン】（10年後に向けて） | | 記載内容抜粋 | ①浜松いわた信用金庫　DX戦略2.0  ＜社会及び競争環境の変化が自社にもたらす影響＞  当該DX戦略の2ページでは、デジタル技術が自社の経営・競争環境に及ぼす影響として、お客様の価値観、行動様式の変化、お客様との対面接点の減少、IT・データ活用の巧拙による生産性・競争力の格差拡大、異業種との垣根の消失を認識をしている。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  DX戦略2.0の方向性として「デジタルで繋ぐ地域の未来」を掲げ、①対面・非対面接点を適切に組み合わせお客様サービスの量・質・提供スピードを飛躍的に高める、②多様化するお客様ニーズへの対応、職員が活躍できる職場づくり実現に向けて業務プロセス変革にチャレンジすることにより「魅力あふれる持続可能な地域経済・社会」を目指すことにより、経営ビジョンの実現を目指すこととしている。  ②経営方針  ＜経営ビジョン＞  静岡県西部の10年後のありたい姿を「魅力あふれる持続可能な地域経済・社会」と捉えながら、その実現に向けた原動力として、当金庫が貢献していくことを、長期ビジョンとして掲げている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②は理事会または経営会議（金庫の意思決定機関）において承認のうえ公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①浜松いわた信用金庫　DX戦略2.0  ②浜松いわた信用金庫　DX戦略　取組み状況  ③2024年度　DX戦略の取り組み状況の公表について | | 公表日 | ①2024年 4月 26日  ②2023年 8月 3日  ②2025年 4月 21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当金庫ホームページに掲載  公表場所：https://hamamatsu-iwata.jp/topics/docs/20240426\_dx\_strategy.pdf  　記載ページ：P.3  ②公表方法：当金庫ホームページに掲載  公表場所：https://hamamatsu-iwata.jp/topics/docs/20230803\_dx\_strategy\_progress.pdf  記載ページ：P.3  ③公表方法：当金庫ホームページに掲載  公表場所：https://hamamatsu-iwata.jp/topics/docs/DXtorikumi2024.pdf　記載ページ：P.3、4 | | 記載内容抜粋 | ①浜松いわた信用金庫　DX戦略2.0  経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための方策として以下の4つの基本戦略を立て、それぞれ主要施策に取り組んでいくこととしている。  戦略1．営業力強化  ・多様なデジタル接点の確立  ・対面・非対面の連携によるお客様体験の向上  ・サービス提供スピードの向上  ・お客様の利便性向上  戦略2．生産性向上  ・営業店・本部業務改革の完遂  ・データドリブン経営の実践  ・生成AI等の先端技術・新技術の積極的な業務活用  ・ワークスタイル変革の実現  戦略３．お客様DX支援  ・地域DX支援への取り組み  ・ITコンサルティングサービスの提供  ・ITサポートサービスの提供  戦略４．デジタル人財育成  ・全職員のリテラシー向上  ・お客様DX支援人財の育成  ・専門スキル保有人財の育成  これらの戦略推進により、データ活用を取り入れた新たな顧客体験の創出、お客様サービスの飛躍的向上と当金庫の業務プロセス変革にチャレンジする。  ②浜松いわた信用金庫　DX戦略　取組み状況  戦略２．生産性向上ではデータ経営の実現として経営戦略、営業戦略の立案や意思決定は統合データベース・ETLツールを活用して、地域ごとの取引量やお客様の属性データ、分布、取引履歴等を抽出し、地域の人口動態等、外部データを組み合わせた分析結果に基づいて行う。  戦略４．デジタル人財育成を実現する取組みとして2023年6月よりデジタル人材育成プログラムを開始している。  ③2024年度　DX戦略の取り組み状況の公表について  「戦略1．営業力強化」では、「アプリプッシュ通知による情報発信」として、お客様の属性・取引状況等のデータに基づいてお客様に適した情報を選定し情報発信に取り組んでいる。また、ホームページを訪れた方に対して、ホームページ滞在データに基づき、サービスのご提案や最適なページへのご案内を試行的に実施している。「戦略2．生産性向上」では、「データ利活用の推進」として、AIにより顧客行動を予測するツールを活用し、適切なタイミングで必要なサービスをお客様に提供する取り組みを開始している。また、可視化ツールを活用して社内外のデータの見える化に取り組んでいる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②③は経営会議（金庫の意思決定機関）において承認のうえ公表している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①浜松いわた信用金庫　DX戦略2.0  　記載ページ：P.3  ②浜松いわた信用金庫　DX戦略　取組状況  　記載ページ：P.3  ③2024年度　DX戦略の取り組み状況の公表について  　記載ページ：P.6 | | 記載内容抜粋 | ①浜松いわた信用金庫　DX戦略2.0  DX戦略は、デジタル推進部が中心となって当庫のDX推進の企画、全般管理を行い、関連部門（経営企画部、システム統括部、営業部門、事務統括部、人事部等）と連携しながら推進する体制である。  ②浜松いわた信用金庫　DX戦略　取組状況  人材の育成については、DX戦略の担い手を育成するための「デジタル人財育成プログラム」を創設し、ベーシック人財（リテラシー向上）、ビジネス人財（取引先のDX推進支援）、エキスパート人財（データ分析活用、デジタルマーケティング、RPA活用等）、ITコア人財（システム開発、インフラ管理、運用）を計画的に育成していくことを公表（同3ページ）、2023年６月１日より同プログラムの運用を開始した。これにより、デジタル技術を用いたデータ活用を実務において担う専門人財（データアナリスト、デジタルマーケター）を組織的・継続的に育成する。  ③2024年度　DX戦略の取り組み状況の公表について  「デジタル人財育成プログラム」において、過年度のデジタル人財育成プログラム認定者が継続して学べる機会を提供する「継続コース」を新設した。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①浜松いわた信用金庫　DX戦略2.0  　記載ページ：P3  ②浜松いわた信用金庫　DX戦略　取組状況  　記載ページ：P.3  ③2024年度　DX戦略の取り組み状況の公表について  　記載ページ：P.3～4 | | 記載内容抜粋 | ①浜松いわた信用金庫　DX戦略2.0  ITシステム合理化・クラウド活用等に向けた当金庫ITシステムの“あるべき姿”、ToBeモデルについて、①ITプリンシプル確立、②クラウドサービス活用、③ハードウェアレス化、④内製化、⑤ITコア人財確保の５つの基本方針を示している。  ②浜松いわた信用金庫　DX戦略　取組状況  統合データベース内のデータ整備、BIツール導入検討等を行っている。  ③2024年度　DX戦略の取り組み状況の公表について  web接客ツールの試行導入、庫内問い合わせチャットボットの導入、ChatGPTツールの導入、データ利活用を円滑に行うためのデータ予測ツールの導入、データ可視化ツールの導入を行っている。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 浜松いわた信用金庫　DX戦略 | | 公表日 | 2023年　5月　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当金庫ホームページに掲載  公表場所：https://hamamatsu-iwata.jp/topics/docs/20230512  \_dx\_strategy.pdf  記載ページ：P.3 | | 記載内容抜粋 | 営業力強化（多様なデジタル顧客接点の確立）に係る進捗を測定する指標は、アプリ「夢おいプラス」の口座登録者数とする。デジタル時代における信用金庫とお客様一人一人との新しい接点であるアプリ「夢おいプラス」は、お客様それぞれのデータおよび分析に基づいて接客（ご提案）を行うチャネルとしていく。  各種業務のペーパレス化を強力に推進することで生産性の向上、ワークスタイルの変革を実現するため、これに係る進捗を測定する指標は、紙使用量・コピー使用料削減割合とする。  実務においてデジタル技術を用いたデータ活用を担う専門人財（データアナリスト、デジタルマーケター）を組織的・体系的に育成していく必要があるため、デジタル人財の育成進捗を測定する指標は、専門人材へのファーストステップであるITパスポート合格者数とする。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年 4月 21日 | | 発信方法 | 公表方法：当金庫ホームページに掲載  公表場所：https://hamamatsu-iwata.jp/topics/news/20250421\_9379.html  記載箇所：2024年度　DX戦略の取り組み状況の公表について | | 発信内容 | 浜松いわた信⽤⾦庫DX戦略2.0のトップメッセージとして、経営者自らが当金庫のDX戦略を公表・説明し、情報発信を行っている。  平素より浜松いわた信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。2024年4月より始動した第二次中期経営計画「Run to the Future　～未来への挑戦～」において、私たちは静岡県西部地域の10年後のありたい姿を「魅力あふれる持続可能な地域経済・社会」と位置付けました。その実現に向けた「原動力」として、当金庫が地域に貢献していくことを長期ビジョンに掲げております。  近年、人口減少・高齢化といった地域社会の構造的課題に加えて、原材料高騰や生成AIをはじめとするデジタル技術の革新など、お客さまを取り巻く環境は劇的に変化しています。  急速に変化する環境に対応するために、このたび当金庫ではDX戦略を一新し、「浜松いわた信用金庫DX戦略2.0」として進化させました。  「浜松いわた信用金庫DX戦略2.0」がビジョンとして描くのは「デジタルで繋ぐ地域の未来」です。最先端のデジタル技術を活用し、お客さまへのサービスの品質とスピードを飛躍的に高めながら、多様化するニーズに柔軟にお応えしてまいります。同時に、お客さまをご支援する私たち職員が、一層成長して活躍できる職場づくりのため、業務プロセスの抜本的な変革にも挑戦し続けます。  私たちは「浜松いわた信用金庫DX戦略2.0」を通じて、地域・お客さま・当金庫が持続的に発展できるようデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進してまいります。皆さまの成長を全力でご支援する「真のパートナー」として、信用金庫の原点であるFace to Faceの関係を大切にしながらも、変革の歩みを加速して「魅力あふれる持続可能な地域経済・社会」の実現を目指します。今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 4月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サ  イトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年　1月頃　～　継続実施中頃 | | 実施内容 | 「サイバーセキュリティ取組方針」（https://hamamatsu-iwata.jp/guide/cyber\_security.html）にて当庫のサイバーセキュリティリスクへの対応方針を公表している。  セキュリティ項目を含む内部監査・外部監査を受検している。また、システムリスク管理規程やサイバーセキュリティインシデント発生時の対応マニュアル等の整備を行っている。平常時においては、サイバーセキュリティインシデント関連情報、脆弱性情報等を収集・分析し、必要に応じてシステム対応を実施しているほか、定期的にサイバーセキュリティに関する訓練を実施して実効性を高めている。  金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に沿った対応方針、対応計画を策定し、サイバーセキュリティへの脅威・リスクへの対応を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。